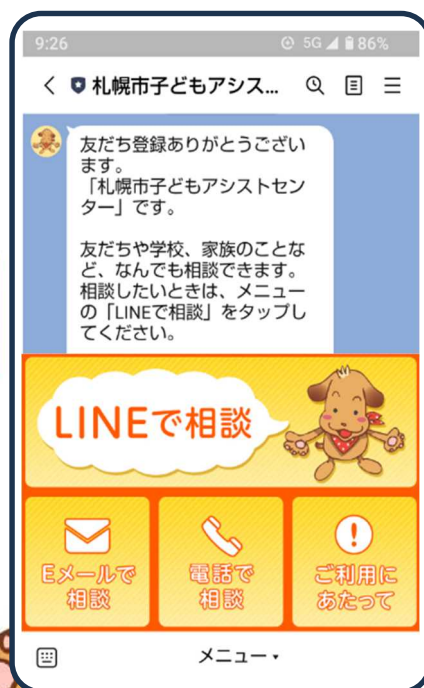


【活動レポート編】

第1章 子どもアシストセンターの概要

第2章 令和6年度の活動レポート

第3章 関係機関との連携



第1章 子どもアシストセンターの概要

1 設置目的と性格

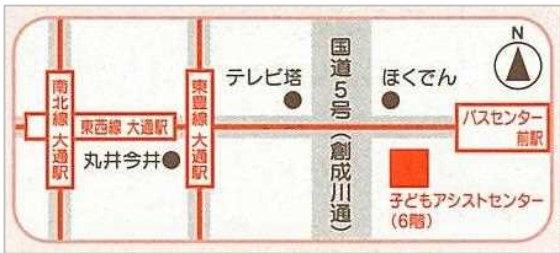
札幌市子どもの権利救済機関（以下、通称名の「子どもアシストセンター」という。）は、「札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例（以下、「条例」という。）」第33条に規定する子どもの権利救済委員制度として、いじめ等の権利侵害を受け、悩み苦しんでいる子どもを迅速かつ適切に救済することを目的に設置された公的第三者機関です。

子どもアシストセンターでは、子どもに関する相談に幅広く応じ、適切な助言や支援を行うとともに、権利侵害からの救済の申立てなどに基づき、その子どもの最善の利益の実現を図るため、問題解決に向けた調査や関係者間の調整を行います。

この機関の特徴は、行政からの独立性が確保された、いわば子どものためのオンブズマンであるところにあり、救済委員には、必要と判断した場合に「勧告」、「意見表明」、「是正要請」などを行う権限が付与されています。

2 運営体制

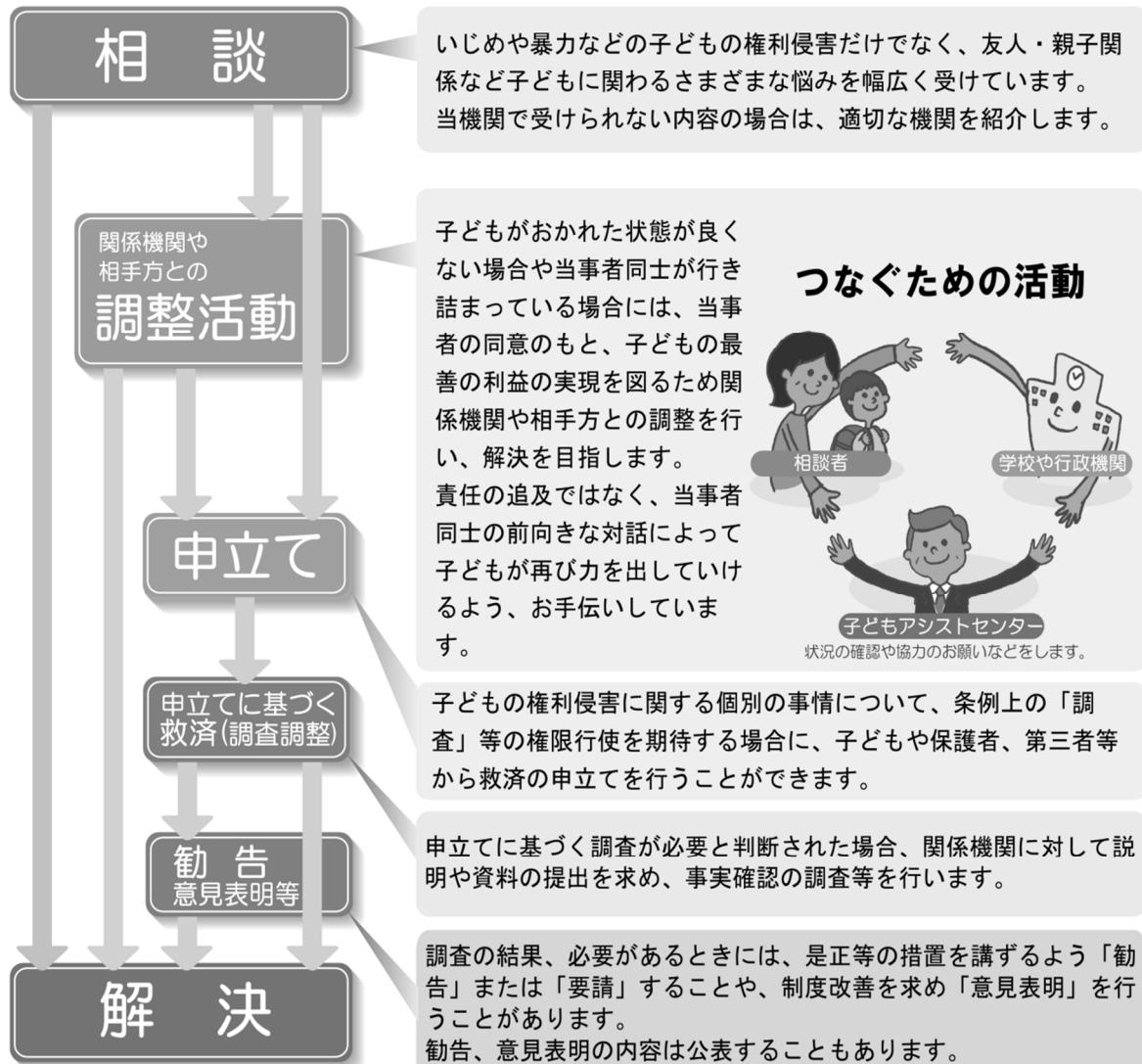
組 織 体 制	・ 委員等 救済委員2名(大学教授・弁護士:令和6年度)、調査員3名、相談員7名 ・ 事務局 4名(事務局長1、事務局次長1、係長職1、担当職員1) ※事務局長は子ども育成部長が、事務局次長は子どもの権利推進課長が兼務
基 本 姿 勢	・ 「子どもの最善の利益」を判断の基準にします。 ・ 子どもの話をよく聴いて、子どもの気持ちに寄り添います。 ・ 子どもが自らの力で次のステップを踏めるよう支援します。
相 談 ・ 救 済 の 基 本 的 対 応	・ 相談を通して、子どもに関わるさまざまな悩みを幅広く受けながら、子どもの権利侵害からの救済を図っていきます。 ・ 救済の申立ての対象は、権利を侵害された子どもの個別救済です。 ・ 解決のために必要があるときは、申立ての有無に関わらず相談者の同意を得て調査や調整を行いますが、相手をいさめたり白黒をつけたりするために行うものではなく、何がその子どもにとって最善であるかを関係者が共有し相互に理解しながら、子どもを支援することを目的としています。

対 象	・ 18 歳未満の子どもが対象です（18 歳又は 19 歳であっても、高校 3 年生など 18 歳未満の子どもと同じような環境にある場合は対象となります）。 ・ 札幌市内に在住する子どもが対象です（札幌市外に在住する子どもでも、札幌市内の学校や施設に通学や入所をしており、相談や救済の申立ての原因となった事実が札幌市内で発生した場合には対象となります）。 ・ 申立てによる救済の対象は、救済申立ての原因となった事実のあった日から、3 年を経過していないものです。
相 談 時間帯	・ 月～金 午前 10 時から午後 8 時まで ・ 土 午前 10 時から午後 4 時まで（令和元年度以前は午後 3 時まで） ※ 日曜日、祝日、年末年始は休み ※ 電子メール、L I N E の受信は年中・終日可能
相 談 方 法	・ 電話 - 子ども専用電話 0120-66-3783（通話料無料） - 大人用電話 011-211-3783 ・ 電子メール - メールアドレス assist@city.sapporo.jp ・ 面談 ※原則予約制 ・ L I N E〔子ども専用〕（令和 2 年度より通年実施） L I N E 友だち登録用 二次元コード 
所在地	・ 札幌市中央区南 1 条東 1 丁目大通バスセンタービル 1 号館 6 階 

3 相談・救済の流れ

子どもアシストセンターの対応は、子どもに関するさまざまな悩みについて相談を受けるところから始まります。相談だけで解決に至らない場合などは、相談者は救済の申立てを行うことができ、救済委員は関係機関に対する調査のほか、必要に応じて、勧告や意見表明をする場合があります。

相談から解決まで



解説

救済委員（2名）

子どもアシストセンターのまとめ役。専門的な立場から、寄せられる相談の内容を検討し、調査員や相談員に指示や助言を与え、事案に対する最終判断を行います。

令和6年度は、大学教授と弁護士が市議会の同意を得て任命されています。

調査員（3名）

学校や他の機関などに働きかけて、子どもに関わるトラブルについて事実関係の確認や、関係者の話合いの場を設けるなどの活動を行います。

令和6年度は、弁護士、児童・社会福祉関係の経験者、教育関係の経験者が調査員を務めています。

相談員（7名）

子ども・大人から寄せられるさまざまな相談に応じ、助言や支援を行います。

教育関係の経験者や相談機関の経験者など、さまざまな経験をもつスタッフが、ひとつひとつの相談に丁寧に対応しています。

第2章 令和6年度の活動レポート

令和6年度の相談等の傾向

令和6年度の相談件数は、実件数1,085件、延べ件数3,234件であり、前年度と比較して実件数で59件の減少、延べ件数で4件の減少となりました。

救済の申立てを前提としない、相談の延長としての調整活動⁽¹⁾の案件数は28件で、前年度と比較して4件増加しました。

救済の申立て⁽²⁾は2件受理しました。

相談方法は、Eメールが延べ224件で、前年度と比較して93件減少、電話が延べ1,013件で、前年度と比較して112件減少、面談が70件で、前年度と比較して28件減少した一方、LINEによる相談は延べ1,927件で、前年度と比較して235件増加しました。

1 相談の状況



(1) 相談対応の姿勢

子どもアシストセンターでは、いじめや暴力などの子どもの権利の侵害にかかわる相談だけでなく、友人関係や親子関係なども含めた様々な悩みの相談を幅広く受け付けています。

相談にあたっては、相談者の心情に寄り添った支援を行うことを念頭に、可能な限り当事者である子ども本人の意見を聴くように努めています。

また、悩みの内容によっては、子ども自らが問題の解決に当たることができるよう、子ども自身がエンパワーメントされるような支援も意識して相談活動を行っています。

(2) 相談件数

令和6年度に受け付け、対応した相談件数は、実件数1,085件、延べ件数3,234件であり、前年度に比べて実件数で5.2%減、延べ件数で0.1%減となりました。

なお、この件数の中には、相談者に他機関を紹介したものや、相談者の同意を得て学校や関係機関などに働きかけるなどの調整活動を行った件数も含まれています。

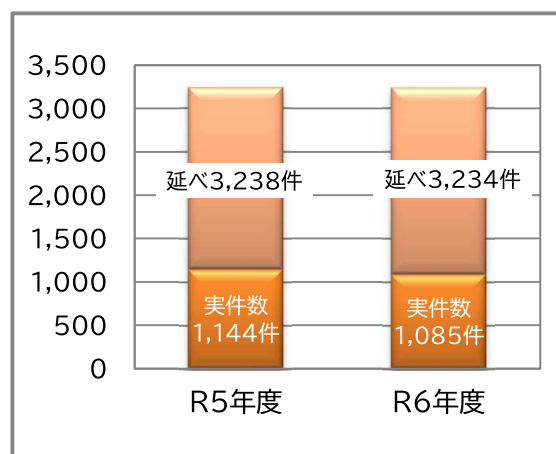


図1 相談件数

(1) 調整活動

救済の申立てに至らない場合でも、相談の内容によっては相談者の同意のもと関係機関との調整を行うことがあります。

(2) 救済の申立て

子どもの権利侵害に関する個別の事情に基づいて、条例上の「調査」等の救済委員の権限行使を期待する場合に、子どもや保護者、第三者等が救済の申立てをすることができます。

(3) 子どもからの相談方法

子どもアシストセンターでは、LINE相談を令和2年度から通年実施しています。

令和6年度は、子どもからの延べ相談件数 2,431 件のうち、LINEが 1,922 件 (79.1%) と、前年度の 1,688 件 (73.0%) から更に増えました。

一方、電話は 370 件 (15.2%)、Eメールは 89 件 (3.7%)、面談は 50 件 (2.1%) と、表 1 に示すとおり、LINE以外の方法はいずれも前年度に比べ、子どもからの延べ相談件数における割合を減らしました。

LINE相談が増えている原因としては、以下のことが考えられます。

一つ目は、令和元年度から令和6年度の5年間で、小学生、中学生のスマートフォン利用率⁽³⁾が上昇していること。

二つ目は、子どもの年齢や発達段階によっては、困ったことがあっても、第三者に自分の気持ちや状況を説明するのが難しいものですが、メールと違ってLINEなら文章を組み立てる必要がないこと。

三つ目は、LINEで相談してくれた子どもに、相談員が電話で話せないかと尋ねても、LINEでの相談継続を希望する子が一定程度いるように、子どもにとっては、電話よりLINEの方が相談のハードルが低いこと。

以上のことから、LINEが子どもにとって相談しやすい方法であるために、LINE相談が増えていると言えますが、LINEのやり取りだけで子どもの様子を読み取ることには一定の限界があります。

そのため、LINEから始まった相談であっても、その内容によっては、これまでと同様に、子どもの気持ちに配慮しつつ、相談員から電話や面談に誘い、適切な支援ができるよう努めています。

表1 子どもからの相談方法の内訳

相談方法	件数 (件)	割合 (%)
LINE	1,922(1,688)	79.1(73.0)
電話	370(356)	15.2(15.4)
Eメール	89(201)	3.7(8.7)
面談	50 (64)	2.1(2.8)
その他	0 (2)	0.0 (0.0)
合計	2,431(2,311)	100.0(100.0)

※ () 書きは前年度の数値

※ 割合 (%) は小数第二位を四捨五入

※ 割合の合計は端数の処理上必ずしも 100.0%にはならない

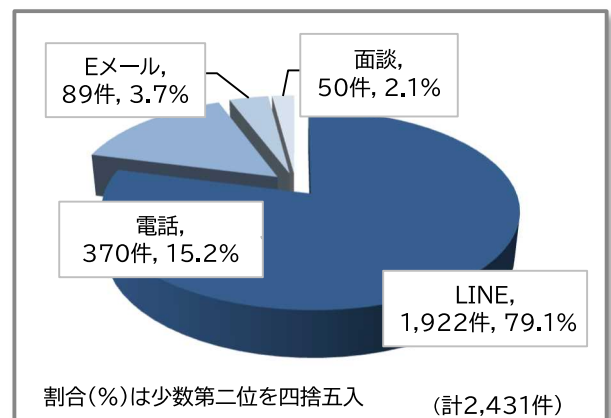


図2 子どもからの相談方法の内訳



相談件数等の詳細



P31~P33

第5章 令和6年度の統計データ詳細

(3) 小学生、中学生のスマートフォン利用率

小学生 (10 歳以上) は令和元年度 49.8%→令和6年度 66.7%、中学生は令和元年度 75.2%→令和6年度 89.1%と上昇しています。(こども家庭庁 令和6年度「青少年のインターネット利用環境実態調査」より)

(4) 相談活動の事例の紹介

子どもアシストセンターには、子どもや保護者等から寄せられる相談に対応するため7名の相談員がおり、救済委員と調査員の指導・助言のもとで日々相談活動を行っています。様々な職歴や経歴をもつスタッフが、それぞれの経験を活かしながら、相談者の声に耳を傾け、親身に相談に応じています。以下に、令和6年度の相談事例の一部を紹介します。

【プライバシーを守るため、事例は加工して掲載しています。】

自分の軸を持てるように

【高校生 本人から】

Aさんから、「人付き合いが苦手で、学校生活における対人関係に疲れてしまう」とLINEで相談がありました。

Aさんは、ありのままの自分を受け入れてくれる友人と楽しい高校生活を過ごしたいけれど、相手が自分のことをどう思うかを気にするあまり、学校では家庭にいるときのように本来の自分らしく振舞えないとのことでした。

Aさんは相談員に、身近な人には話せない、自分の中に湧き上がる感情や考えていることをストレートに話してくれました。

初回の相談から半年がたった頃、Aさんは相談員と直接話したいと子どもアシストセンターに面談に訪れ、それ以降、嫌なことや心配なことがあると、面談に来てくれるようになりました。

相談員は、Aさんの相談に対して、ときにヒントを示したり、一緒に作戦を練ったりしながら、一貫して、「今の自分を、嫌いなところも含めて受け入れたうえで、焦らずに一步步前に進もう」というメッセージを送り続けました。

Aさんは、相談員と対話することで、考えを整理することができ、気持ちが落ち着くようでした。Aさんは、将来就きたい職業がイメージできず、大学への進学も迷っていましたが、最終的には大学を受験し、合格しました。

そして、学校生活の中で、ひたすら自分と向き合った結果、自分の軸を持てるようになり、今は晴れ晴れとした気分であると言って、高校卒業と同時に、当センターからも卒業しました。

新しい環境で再スタート

【中学生 本人、母親から】

Bさんから、「学校に行くのが辛くなってきました」とLINEで相談がありました。

Bさんは、明るくてクラスの中心的な存在になりたいのに、同級生から真面目な性格だと思われ、クラスで静かに目立たない存在でいることが不満であるとのことでした。

あるとき、Bさん本人から勧められたとして、Bさんのお母様から、「Bが学校に行きたがらない。どうしたらよいか」とお電話で相談がありました。

お母様によれば、Bさんは、以前は就きたい職業と、そのための高校進学を目標にしていたのに、最近は高校には遊ぶために行くと言うようになり、担任の先生からスクールカウンセラーとの面談を勧められても、人目が気になり拒否しているとのことでした。

その後Bさんはほとんど学校に行かなくなりましたが、家で過ごしていても気持ちは休まず、相談員に長文のLINEを送ったり、「どうしたらいいですか」、「大丈夫だと思いますか」と答えを求めることが増えていたり、不安と焦りを募らせる様子が見て取れました。

そして、家庭で感情のコントロールがきかなくなると、黙って家を出て遅くまで帰ってこないこともあるようでした。

相談員はBさんとのLINEと並行して、Bさんやお母様と電話や面談を重ね、お二人の気持ちの橋渡しをし、お母様には家庭児童相談室、札幌こころのセンターなどの他機関の情報提供も行いました。

お母様は、そうした他機関を利用しながら、辛抱強くBさんに向き合われていました。

Bさんからの相談は中学卒業の少し前で途切れましたが、後日お母様から、Bさんのその後についてご報告をいただきました。

Bさんは、中学までの自分を知る人のいない、新たな環境で一から高校生活をスタートし、現在は生き生きと毎日を過ごしているとのことでした。

環境の変化を機会に次のステップに進むことができたのは、Bさん本人の力によりますが、そうなるまで、子どもを支える親に寄り添うことも、子どもアシストセンターの大切な役割であると感じた事例でした。

(5) 留意ケース

子どもの置かれている状態が権利侵害であると疑われる場合で、その時点では調整活動や救済の申立てには至らないものの、将来的にその可能性があるものを「留意ケース」として、特に慎重に相談の経過を管理しています。調整活動や申立てに備えて、相談状況をスタッフ全体で共有し動向を注視することにより、権利侵害を見落とすことなく、事案の特性や状況の変化に迅速かつ適切に対応することを目的としています。

令和6年度は、18件の事案について留意ケースとして動向を注視し、うち3件を調整活動の対象としました（令和5年度の留意ケースは11件）。

2 調整活動の状況



(1) 調整活動について

相談対応だけで問題の解決を図ることに限界がある場合、当事者同士の間にも公的第三者として入り、問題解決のためのさまざまな調整をすることが必要になることがあります。救済の申立てに至る前の「相談」段階においても、必要に応じて救済委員の判断により調整を行う場合があります、これを「調整活動」と位置付けています。調整活動は関係機関への事実確認や児童相談所への虐待通告、問題解決のための協力要請や話し合いなど、さまざまな内容、関わり合いのものを含みます。

相談者と関係機関の間に介入する際は、第三者的な立場で、相談者の要求を調整先の関係機関に伝えるだけでなく、関係機関における相談者への対応や状況等をお聴きし、相談者と関係機関がお互いに理解・協力し合える環境を整えることを目指します。

(2) 調整活動の件数

令和6年度は「調整活動」を28の案件について、延べ128回行いました（令和5年度は24の案件について133回実施）。

調整先として、最も多かったのは児童相談所で、14件（令和5年度14件）でした。このうち、児童虐待が疑われる案件として、児童虐待の防止等に関する法律第6条⁽⁴⁾に基づき児童相談所に虐待通告したものが2件ありました。

学校と子ども（保護者）の間に立って問題の解決を図った、学校を調整先とする案件は11件（令和5年度11件）でした。その他、他の相談支援機関や医療機関などを調整先とした案件もありました。

表2 相談項目別・調整先別「調整活動」件数

調整先 相談項目	小学校	中学校	高校	市教育 委員会	市児童 ^{※1} 相談所	その他 ^{※2}	計
家庭生活 (放課後生活、虐待など)	2	4	0	0	12	11	29
学校(幼稚園)生活 (子どもと教師の関係、 いじめ、不登校など)	1	4	0	1	2	0	8
合 計	11			26			28 ^{※3}

※1 各区家庭児童相談室を含む

※2 他相談支援機関(5件)、医療機関(4件)、警察署(1件)、放課後デイサービス(1件)

※3 複数の調整先を持つ案件があるため、調整先別の調整活動件数の合計(37件)と調整案件数(28件)は一致しない

(4) 児童虐待の防止等に関する法律 第6条(抜粋)

児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。

2 前項の規定による通告は、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第二十五条の規定による通告とみなして、同法の規定を適用する。

3 刑法(明治四十年法律第四十五号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第一項の規定による通告をする義務の遵守を妨げるものと解釈してはならない。



(3) 調整活動の事例の紹介

【プライバシーを守るため、事例は加工して掲載しています。】



児童相談所への虐待通告

【相談内容（小学生 本人から）】

ある日の夕方、小学生のCさんから、児童会館の電話を借りて、「もう限界なので、家に帰りたくない」との相談がありました。

Cさんは昨夜、趣味でマンガを描いていたところ、父親に「そんな暇があるなら勉強しろ」と怒鳴られ、描いたマンガを破られたとのことでした。

児童会館の職員に事情を聴くと、Cさんは過去に父親から暴力を受けて児童相談所で一時保護されたことがあり、措置解除後も父親から日常的に暴力・暴言を受けているとのことでした。

【調整活動の実施と経過】

調査員はまず、日頃から直接Cさんと接し、父親からCさんへの暴力を把握している児童会館の職員に、児童相談所へ虐待通告するよう促しました。

それに対し児童会館の職員は、これまでも児童会館からは児童相談所にCさんの状況を伝えているが、今回は事態をより重く受け止めてもらいたいので、子どもアシストセンターから児童相談所に連絡してほしいとのことでした。

そこで調査員は児童相談所に、児童虐待が疑われる相談を受けたと通告しました。

後日、児童会館から、Cさんが一時保護されたことの報告と、当センターの迅速な対応に感謝しているとお礼の言葉をいただきました。

そして、あの日Cさんが当センターのカードを職員に差し出し、自分でここに電話したいと言うので、児童会館の電話を貸したのだと教えてくれました。

個人の連絡手段を持たない子どもであっても、アシストのような相談機関があることを知り、今回の児童会館のように、そばで手助けしてくれる大人がいれば、助けてほしいと声を上げられるのだと、改めて子どもや関係機関への周知・理解の重要性を感じたのでした。



若者支援施設との情報共有

【相談内容（高校生 本人から）】

高校生のDさんから、「友人との関係の作り方がわからない」と電話で相談がありました。

Dさんは、神経発達症の診断を受けており、中学でいじめられた経験があり、その頃から、学校や家で辛いことがあると死にたいと思うようになったとのことでした。

Dさんから、直接会った方が話しやすいとの申し出があり、面談を行ったところ、高校で友人はできたけれど、Dさんが求める深い気持ちのつながりを相手に受容されないと感じがちが落ち込んでしまうこと、また、Dさんは家庭の事情で叔母と二人暮らしで、叔母のことは嫌いではないけれど、Dさんの特性や病状に対する叔母の理解や配慮が十分ではないと感じることがあると話してくれました。

Dさんの「家に安心できる居場所がなく辛い」という思いは時間とともに大きくなり、事前連絡なしで子どもアシストセンターを訪れて涙ぐむ様子から、心身ともに不安定な状況であることがわかりました。

【調整活動の実施と経過】

Dさんは、自分の辛さを高校のカウンセラーに打ち明け、信頼を寄せていましたが、学校の外にも頼れる人や場所が欲しいと、当センターの他、若者支援施設を居場所として利用していました。

そこで相談員は、当センターと若者支援施設が協力してDさんを支援できるように、両機関でDさんの情報を共有することを提案しました。

そして、Dさんがこの提案を受け入れたため、調査員から施設職員に、Dさんの家庭環境、心身の状況、現在の悩みなどについて情報を提供し、施設職員からDさんの施設利用状況を聴取しました。

相談員からDさんに施設と情報共有したことを報告したところ、Dさんからはお礼の言葉がありました。

その後、Dさんから当センターへの相談は来ていませんが、施設に問い合わせたところ、Dさんは施設利用を継続し、イベントにも参加しているとのことでした。

Dさんは、自分の辛さを感じ、人に伝え、頼ることができた、それは生きるために必要な力であると感じた事例でした。

3 救済の申立てによる調査



(1) 救済の申立てについて

救済の申立ての対象は、子どもの権利侵害の個別救済としています。解決のために必要なときは調査や調整を行いますが、相手を諷めたり白黒つけたりするためではなく、何が子どもにとって最善であるかを関係者が共有し、相互に理解しながら、子どもを支援することを目的とします。

(2) 救済の申立て受理件数と概要

令和6年度は、救済の申立てを2件受理しました（令和5年度は救済の申立てなし）。

	権利侵害の申立て内容	対処結果等	調査等の回数
案件 1	【特別支援学級の学級編成に関すること】 申立人の子どもが通う特別支援学級において、法の基準に反する編成や運用が行われており、子どもの権利を侵害している。	調査員が学校を訪問し、聴き取り調査を実施したところ、法に抵触する学級編成や運用は確認できなかった。当該申立ての内容は制度に関する要望にとどまり、子どもの権利条例第38条第7号（調査することが明らかに適当でないと認められるとき）に該当することがわかったことから、同第37条第3項に基づき調査を打ち切った。	1回
案件 2	【離別した子との面会交流に関すること】 申立人と離別した子どもが面会交流できないことは、子どもの権利を侵害している。	当該申立てに関する調査は、子どもの負担軽減という点も考慮した上で、家庭裁判所による手続きが最善であることから、子どもの権利条例第38条第7号（調査することが明らかに適当でないと認められるとき）に該当すると判断し、調査を実施しなかった。	

(3) 「是正等の措置の勧告」、「意見表明」及び「是正の要請」ならびに「自己発意による調査」

これまでに「是正等の措置の勧告（条例第39条第1項）」、「意見表明（条例第39条第2項）」及び「是正等の要請（条例第40条）」に至った案件はありません。

また、令和6年度において、救済委員の自己の発意による調査⁽⁵⁾を実施した案件はありませんでした。



救済申立て件数等の経年の推移



P39～40 第6章-3 救済申立ての状況

(5) 救済委員の自己の発意による調査

救済委員は、マスコミを通じての情報や救済委員が独自に入手した情報などを根拠として、申立てがなくても、子ども権利救済の観点から調査を実施することが適切であると考えられる場合は、原則、当該子ども又は保護者の同意を得たうえで、自己発意に基づく調査等を行うことができます。

1 子どものための相談窓口連絡会議

札幌市内には、子どもアシストセンターの他にも、国、北海道、民間団体が運営する多くの相談機関があります。

子どもに関する問題が多様化、複雑化する中で、変化に即して問題解決や状況の改善を図っていくためには、行政機関だけではなく、民間団体等も含めた幅広い連携が必要となります。

そのため、子どもアシストセンターは、相談機関相互のスムーズな連携が図れるよう、平成21年度から他の相談機関に呼びかけて「子どものための相談窓口連絡会議（当センターを含む官民22機関が参加）」を開催しています。

令和6年9月に開催した第31回会議では、子どものインターネット・SNSトラブルをテーマに、出席者に市民文化局区政課職員による講義を聴いていただいた上で、SNSトラブルの相談に関する意見交換を行いました。

また、令和7年2月に開催した第32回会議では、顔の見える関係性づくりを更に一歩進めるとともに、各機関の特性や実務的な考えを共有して具体的な協働につなげるため、事例検討を行いました。品川救済委員がファシリテーターを務め、家庭で居場所がない少年の対応など、二つの事例について、各相談機関でどのような対応が可能かなど、実践的な意見交換を行いました。

これからも、子どもとその家族を支える相談機関が、互いのことを知り、必要なときに連携・協力できる関係づくりを続けていきます。

【会議日時及び内容】

会 議	日 時	内 容
第31回会議	令和6年9月6日（金）	1 参加機関からの取組状況の報告及びお知らせ 2 講義「犯罪被害を防ぐ～インターネット・SNSの脅威～」 3 インターネット・SNSトラブルの相談に関する意見交換
第32回会議	令和7年2月26日（木）	1 参加機関からのお知らせ 2 事例検討 (1) 家出をして家がない少女（15歳～18歳）の気持ちの傾聴対応について (2) 家庭で居場所がない少年の対応について

2 活動状況の報告等

権利の侵害から子どもを救済するために最も大切なことは、関係者の理解と協力を得ながら、子どもと子ども、子どもと大人の関係調整を図っていくことです。

そのためには、子どもアシストセンターの活動状況や、相談を通して見えてくる子どもを取り巻く課題などについて、十分に理解をしてもらうことが重要であり、このことが再発防止や予防にもつながると考えています。

そのため、学校や地域の関係団体などに対して積極的に活動状況の報告や説明を行っています。

【主な報告・説明機関等】

名 称	報告日
日本フランチャイズチェーン協会	令和6年8月7日(水)
札幌市いじめ対策連絡協議会	令和6年8月28日(水)
札幌市学教連絡会	令和6年9月24日(火)
北海道いじめ問題対策連絡協議会	令和6年10月24日(木)
北海道私立中学校・高等学校協会札幌支部会議	令和6年11月20日(水)
札幌市青少年育成委員会連絡協議会	令和7年1月23日(木)

3 「地方自治と子ども施策」全国自治体シンポジウムへの参加

標記シンポジウムは、子どもの権利の普及、地方における子ども施策のあり方を協議することを目的として、毎年開催されております。（※令和2年度・令和3年度は新型コロナウイルスの影響により中止）

令和6年度は、愛知県名古屋で「子どもの最善の利益原則に基づく子ども施策の創出—子どもの権利を実現する文化及び社会の構築をめざして」をテーマに開催されました。

シンポジウムには、品川代表救済委員、事務局職員が現地参加し、他の自治体における子どものための相談・救済に関する活動の現状と課題について理解を深め、アシストセンター内でも情報を共有しました。

【会議日時及び内容】

日 時	内 容
令和7年2月22日(土) 13:00~17:00	「地方自治と子ども施策」全国自治体シンポジウム 2024 名古屋 (全体会)
令和7年2月23日(日) 10:00~12:00 (※午前の部のみ参加)	同シンポジウム (第1分科会 子ども相談・救済)

